

同意権の付与

補助の場合は、補助開始の審判だけでは、保佐人のような同意権が当然には付与されません。本人の利益を保護するために同意権が必要な場合は、同意権付与の申立てをしてください。審判で認められた行為について同意権が付与されます。なお、同意権の範囲は、下記の同意行為目録記載の同意権の一部に限られます。

【補助開始申立用】 保佐の場合には、特段の申請がなくても下記の範囲について同意権・取消権が付与されますので、この目録を提出する必要はありません。
(別紙)

同 意 行 為 目 録

作成者 千葉 太郎

* 必要な行為（日用品の購入その他日常生活に関する行為を除く。）の口に☑印を付けてください。

* 内容については、本人の同意を踏まえた上で、最終的に、裁判所が決めます。

同意権が必要な行為についてチェックしてください。ただし、すべての項目にチェックをすることはできません。

- 1 元本の領収又は利用
 - (1) 預貯金の払戻し
 - (2) 金銭の利息付貸付け
- 2 借財又は保証
 - (1) 金銭消費貸借契約の締結（貸付けについては1又は3にも当たる。）
 - (2) 債務保証契約の締結
- 3 不動産その他重要な財産に関する権利の得喪を目的とする行為
 - (1) 本人所有の土地又は建物の売却
 - (2) 本人所有の土地又は建物についての抵当権の設定
 - (3) 贈与又は寄附行為
 - (4) 商品取引又は証券取引
 - (5) 通信販売（インターネット取引を含む）又は訪問販売による契約の締結
 - (6) クレジット契約の締結
 - (7) 金銭の無利息貸付け
- 4 訴訟行為
(相手方の提起した訴え又は上訴に対して応訴するには同意を要しない。)
- 5 和解又は仲裁合意
- 6 相続の承認若しくは放棄又は遺産分割
- 7 贈与の申込みの拒絶、遺贈の放棄、負担付贈与の申込みの承諾又は負担付遺贈の承認
- 8 新築、改築、増築又は大修繕
- 9 民法602条に定める期間を超える賃貸借